

南関東防衛局における公印に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における公印に関する達

改正平成 20 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 6 号

改正平成 27 年 10 月 1 日南関東防衛局達第 3 号

改正令和 2 年 12 月 23 日南関東防衛局達第 10 号

改正令和 3 年 9 月 30 日南関東防衛局達第 7 号

(目的)

第 1 条 この達は、防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和 39 年防衛庁訓令第 36 号）第 12 条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 70 号）第 11 条の規定に基づき、南関東防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、届出手続及び保管等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公印 公務上作成された文書（以下「文書」という。）に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするもののうち、別表に定める名称を彫刻したものをいう。
- (2) 官職印 公印のうち、官名、職名若しくは防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 70 号）第 3 条に規定する防衛省に置かれた会計機関の名称を彫刻したもの、同訓令第 9 条に規定する特別調達資金出納官吏の印章又は中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 39 号）第 3 条第 1 項に規定する補助者の最上位者に係る名称を彫刻したものをいう。
- (3) 省印等 公印のうち、防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令第 2 条第 3 号の省印及び第 4 号の官職印をいう。

(公印の名称及び寸法等)

第 3 条 公印（前条第 3 号の省印等を除く。以下本条及び次条において同じ。）の名称及び寸法は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

(公印の届出)

第 4 条 公印を作成、改刻又は廃止したときは、当該公印に係る官職にある者は、遅滞なく別記第 1 号様式による公印作成（改刻）届又は別記第 2 号様式による公

印廃止届を南関東防衛局長（以下「局長」という。）あて提出するものとする。  
ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、省略することができるものとする。  
（公印の登録）

第5条 南関東防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）は、別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする。

2 総務部長は、第4条に定める公印作成（改刻）届又は公印廃止届が提出されたときは、前項に定める公印登録簿に登録又は登録を抹消するものとする。  
（押印）

第6条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印については当該官職にある者又はその指定した者（補助者として公印の押印を命ぜられた者を含む。）、省印等及び南関東防衛施設地方審議会に係る印については局長又はその指定した者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書（小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。）に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

（保管責任者）

第7条 保管責任者は、官職印については当該官職にある者又はその指定した者（補助者として公印の保管を命ぜられた者を含む。）、省印等並びに南関東防衛施設地方審議会に係る印については局長が指定した者とする。

（保管）

第8条 公印は、金庫その他保管の確実なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 第6条第2項の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が別記第4号様式による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理するものとする。

（廃印の処置）

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年南関東防衛局達第6号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年南関東防衛局達第3号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年南関東防衛局達第10号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和 3 年南関東防衛局達第 7 号）  
この達は、令和 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

公 印 の 名 称	寸 法 (ミリメートル 平方)
南関東防衛局次長の印	23
南関東防衛局防衛補佐官の印	23
南関東防衛局会計監査官の印	23
南関東防衛局総務部長の印	23
南関東防衛局企画部長の印	23
南関東防衛局調達部長の印	23
南関東防衛局調達部長の印（装備）	23
南関東防衛局管理部長の印	23
南関東防衛局労務管理官の印	23
南関東防衛局総務部総務課長の印	20
南関東防衛局総務部会計課長の印	20
南関東防衛局総務部契約課長の印	20
横須賀防衛事務所長の印	20
座間防衛事務所長の印	20
吉田防衛事務所長の印	20
浜松防衛事務所長の印	20
富士防衛事務所長の印	20
特別調達資金契約等担当官南関東防衛局長の印	23
特別調達資金出納命令官南関東防衛局総務部長の印	23
特別調達資金出納官吏横須賀防衛事務所長の印	20
特別調達資金出納官吏座間防衛事務所長の印	20
特別調達資金出納官吏富士防衛事務所長の印	20
支出負担行為担当官南関東防衛局長の印	23
官署支出官南関東防衛局総務部長の印	23
歳入徴収官南関東防衛局総務部長の印	23
物品管理官南関東防衛局総務部長の印	23

物品管理官南関東防衛局管理部長の印	2 3
分任物品管理官横須賀防衛事務所長の印	2 3
分任物品管理官座間防衛事務所長の印	2 3
分任物品管理官吉田防衛事務所長の印	2 3
分任物品管理官浜松防衛事務所長の印	2 3
分任物品管理官富士防衛事務所長の印	2 3
契約担当官南関東防衛局長の印	2 3
契約担当官横須賀防衛事務所長の印	2 3
契約担当官座間防衛事務所長の印	2 3
契約担当官富士防衛事務所長の印	2 3
収入官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
資金前渡官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
資金前渡官吏横須賀防衛事務所長の印	2 3
資金前渡官吏座間防衛事務所長の印	2 3
資金前渡官吏富士防衛事務所長の印	2 3
歳入歳出外現金出納官吏南関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
有価証券取扱主任官南関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3
南関東防衛施設地方審議会の印	3 0
南関東防衛施設地方審議会議長の印	3 0

(別記)  
第1号様式(第4条関係)

発簡番号  
発簡年月日

南関東防衛局長 殿

職 名  
(公印省略)

公 印 作 成 ( 改 刻 ) 届

〇〇〇の公印を、次の理由により作成(改刻)したので、別紙公印登録簿を添えて届け出る。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

- 注：1 第3号様式は、公印1個ごとに2通提出すること。  
2 不要の文字を抹消すること。

第2号様式（第4条関係）

発簡番号

発簡年月日

南関東防衛局長 殿

職 名  
(公印省略)

公 印 廃 止 届

〇〇〇の公印を、次の理由により廃止したので、別紙公印印影票を添えて届け出る。

理由：

別紙：公印印影票 枚

別紙

公 印 印 影 票

1 公 印 名	
2 使 用 部 課 名	
3 使 用 期 間	
4 印 影	
備 考	

第3号様式（第5条関係）

公 印 登 録 簿

印



1 使用部課等名	
2 調製年月日	
3 調製部課等名	
4 使用開始年月日	
5 官職又は機関名	
6 押印者名	
7 保管責任者名	
8 登録年月日	
9 廃止届出年月日	
備 考	

注：8及び9は、総務課において記入すること。

